

議案第 1 号

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例案

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 21 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例

桐生市事務分掌条例(平成20年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

地域振興整備局

- (1) 新里支所に関する事項
- (2) 黒保根支所に関する事項

」

を

「

地域振興整備局

- (1) 新里支所に関する事項
- (2) 黒保根支所に関する事項
- (3) 新里公民館及び黒保根公民館に関する事項

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第1号 桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例案

新たな行政需要に対応し、効果的な行政運営や市民サービスの更なる向上を図るため、令和4年4月1日付けの組織機構改革を実施することに伴い、所要の改正を行おうとするものです。